

光セレクション認定要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内で販売される食べ物土産品で、本市の認知度やイメージを高めるものを「光セレクション」として認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土産品 個人消費者向けの食品類であつて、ラベル、パッケージ等に記載する商品名により、本市の土産品である旨の表示をしたものをいう。
- (2) 光セレクション認定 第5条第2項の規定による認定をいう。

(認定対象商品)

第3条 光セレクション認定を受けようとする商品(以下「商品」という。)は、市内を主な販売地域とする土産品で、次に掲げる区分ごとに定める要件を満たすものとする。

(1) 新たに販売する土産品

ア 光セレクション認定を受けようとする年度において、商品の完成又は完成が見込まれるもの

イ 商品名に「光」を用いること。この場合において、「光」の表記は、漢字、平仮名、片仮名、ローマ字又は外国語による表示も可能とする。ただし、外国語で表示する場合は、サブタイトルに「光」(外国語表記以外による。)を用いること。

(2) 既存の土産品

ア 光セレクション認定を受けようとする年度において、商品のパッケージを変更又は変更が見込まれるもの

イ 商品名に「光」を用いること、又は「光特産」等、商品名以外で「光」(「光」の表記は、漢字、平仮名、片仮名又はローマ字に限る。)を用い、

光市の土産品である旨の表示をすること。

(認定対象者)

第4条 光セレクション認定を受けることができるものは、市内で土産品開発又は販売を行う法人、団体及び個人とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制の下にあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業を除く。）又は第5項に規定する営業を営むもの

(認定申請)

第5条 光セレクション認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、光セレクション認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商品の概要が分かる資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定の可否を決定し、認定することを決定したときは、光セレクション認定決定通知書（様式第2号）により、認定しないことを決定したときは、光セレクション不認定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(光セレクション認定審査会)

第6条 前条第2項の決定に際し、申請内容を審査するため、光セレクション認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員10人以内で組織する。
- 3 審査会の委員は、観光、土産品販売等に関して知識経験のある者及び市の

職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 審査会に会長を置き、会長は経済部長をもって充てる。

(認定決定の取消し)

第7条 市長は、第5条第2項の規定により、認定決定を受けた者（以下「認定決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により認定を受けたとき。

(2) 重大な法令違反があったとき。

(3) 認定決定を受けた商品（以下「認定商品」という。）の名称を変更したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定決定を取り消したときは、光セクション認定決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(責務)

第8条 認定決定者は、この告示の規定を誠実に遵守するとともに、次の事項について特に留意しなければならない。

(1) 認定商品の製造及び販売を通じて積極的に光市のイメージ向上に努めること。

(2) 認定商品の出荷量、消費動向について把握に努めること。

(3) 認定商品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたること。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月30日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。